

静岡県告示第261号

建築基準法第6条第1項第4号の規定による区域の指定（令和3年静岡県告示第306号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

静岡県知事 鈴木康友

「建築基準法第6条第1項第4号」を「建築基準法第6条第1項第3号」に、「西伊豆町産業建設課」を「西伊豆町建設課」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。